

採用試験受験者、資格検定試験受験者、通信教育面接授業受講者及び体育大会等参加の場合の宿泊の許可及び食事の支給に関する通達

昭和 33 年 9 月 19 日
陸幕発 1 第 317 号

改正 昭和 34 年 7 月 29 日陸幕発 1 第 212 号 昭和 36 年 1 月 28 日陸幕発 1 第 20 号
平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
平成 23 年 3 月 30 日陸幕法第 193 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官

各方面総監

各部隊長 殿

各機関の長

各駐屯地司令

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規 25)

採用試験受験者、資格検定試験受験者、通信教育面接授業受講者及び体育大会等参加の場合の宿泊の許可及び食事の支給に関する通達

標記の件、自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）第 51 条及び第 52 条の規定により、営舎内に居住すべき陸曹長以下の自衛官（以下「営内居住隊員」という。）が採用試験若しくは資格検定試験を受験し、通信教育面接授業を受講し、又は体育大会等に参加するため、同規則第 47 条の規定による年次休暇又は同規則第 49 条第 1 項第 12 号の規定による特別休暇を与えられた場合において、その者の居住すべき営舎外の営舎（防衛大学校の宿舎を含む。以下同じ。）における宿泊の許可及び宿泊を許可されたときにおけるその者に対する当該営舎における食事の支給について、下記のように定められたので通達する。

記

1 宿泊の許可

営内居住隊員が採用試験若しくは資格検定試験を受験し通信教育面接授業を受講し、又は体育大会等に参加しようとする場合は、その者に対し、必要な期間中最寄りの営舎に宿泊することを許可することができる。

2 食事の支給

営内居住隊員が前項の規定により最寄りの営舎に宿泊することを許可された場合は、その者に対し、食事を無料で支給することができる。

なお、営舎に宿泊することを必要としない場合における食事の支給についても同様とする。

3 連絡

営内居住隊員に対し前2項の規定により営舎に宿泊することを許可し、又は営舎において食事を支給する場合には当該隊員の所属する部隊等の長と当該営舎の管理責任を有する者又は給食実施機関の長との間で事前に所要の連絡を行うものとする。

4 用語の定義

この通達において用いられる用語の定義は次のとおりである。

- (1) 採用試験若しくは資格検定試験を受験するとは、営内居住隊員が次の各号に掲げる試験を受験することをいう。
 - (イ) 防衛大学校の学生採用試験
 - (ロ) 陸・海・空各自衛隊の一般幹部候補生、海上自衛隊の技術幹部候補生試験、海・空各自衛隊の操縦学生試験
 - (ハ) 陸・海・空各自衛隊の医科、歯科、薬剤幹部候補生試験
 - (ニ) 陸上自衛隊の一般陸曹採用試験
 - (ホ) 海・空各自衛隊の技術、海・空曹採用試験
 - (ヘ) 防衛大学校の受験資格検定試験
 - (ト) 医師、歯科医師、薬剤師各国家試験
 - (チ) 看護師国家試験
 - (リ) 無線従事者国家試験
 - (ヌ) 海技従事者国家試験
 - (ル) 自動車両整備士、自動車両操縦士、建設機械施行技士、航空工場整備士、各技能検定試験
 - (ヲ) 汽罐士、溶接士、建築士、測量士、測量士補、各試験
 - (ワ) 電気主任技術者、映写技術者、火薬類作業主任者、火薬類取扱主任者各資格試験
 - (カ) 構内交換取扱者、工事担任者各資格試験
 - (ヨ) 学歴検定試験、司法試験、会計士試験、技術士試験、通訳案内業試験、その他国又は地方公共団体の実施する資格検定試験
- (2) 通信教育面接授業を受講することは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条及び第85条の規定により通信教育を受講する隊員が所定の面接授業を受講することをいう。
- (3) 体育大会等に参加することは、営内居住隊員が国民体育大会若しくはその予選又はその都度防衛大臣の承認した体育大会の選手として参加することをいう。